

会 議 録

会議の名称	令和5年7月臨時教育委員会		
開催日時	令和5年7月27日 11時00分開会 11時46分閉会		
開催場所	つくば市役所本庁舎4階 401会議室		
事務局	教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委員 柳瀬 敬 委員 成島 美穂	
	委員以外の出席者	教育局長 吉沼 正美 教育局次長 久保田 靖彦 教育総務課長 山岡 めぐみ 学び推進課長補佐 岡野 正人 教育局企画監 青木 孝之	
欠席者	委員 倉田 廣之 委員 和泉 なおこ		
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	4人
会議次第及び議事	1 開会 2 案件 (1)議案第46号 つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則について（公開） 3 閉会		

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	<p>ただいまから、つくば市教育委員会の令和5年7月臨時会を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。スムーズな進行に努めたいと思いますので皆さんよろしくお願ひします。なお本日の出席ですが、倉田委員と和泉委員から欠席届が提出されております。3名の出席ということで、過半数を超えていて会議が成立しますので、このまま進めさせていただきます。</p>

委員一同	<p>それでは早速、案件に入ります。本日の案件は議案1件でございます。本日の案件については公開案件としたいと思いますので、そのまま公開として進めたいと思います。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p>
森田教育長	それではそのように進めさせていただきます。
(1) 議案第46号 つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則について（公開）	
森田教育長	<p>それでは議案第46号について、学び推進課から説明をお願いします。</p>
岡野学び推進課 長補佐	<p>議案第46号つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金交付規則について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。この交付金は、昨年度、不登校に関する児童生徒支援検討会議の中でご議論いただいた保護者への支援を具体化したものです。不登校児童生徒がフリースクール等の民間不登校児童生徒支援施設を利用した際に、かかる利用料の一部または全部を補助し、保護者の経済的負担を軽減すること、また、不登校児童生徒の社会的自立を支援することを目的としております。</p> <p>次に交付要件について説明いたします。交付対象者はつくば市に住民登録があり、市内に居住していることと、さらに市税に滞納がないこととします。また、不登校児童生徒は、学校における集団の生活に関して何らかの心理的、情緒的、身体的、もしくは社会的要因または背景によって、学校に登校していない、または登校することができない状況にあり、就学が困難である児童生徒として、学校長と協議の上、教育委員会が認めた者として、支援施設の要件は、月曜日から金曜日の間で、週3日以上開所する、不登校児童生徒に対する相談及び指導を活動の主たる目的にしている、学校との間に十分な連携協力体制を構築することができる等、概ね施設補助の規則と同様ですが、同居の家族である不登校児童生徒のみを利用の対象としていないことを追加し、保護者が自分の子供だけを見ているようなケースは対象外としています。なお、施設</p>

	<p>の利用者が5人以上いるといった人数要件は設けていません。交付対象経費は、施設に支払った利用料とし、入会金や体験活動に要した費用は対象外とします。また、交付金の額はひと月ごとに、交付対象経費から他の団体から出た補助金を除いた金額と2万円とを比較して少ない金額とし、4月分の利用料から交付対象とします。説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
森田教育長	<p>ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いいたします。はい、柳瀬委員お願いします。</p>
柳瀬委員	<p>時間も短いので、単刀直入にお聞きしたいと思います。まずここまで事務的に進めてこられて、本当にご苦労さまでした。最後の詰めの段階ということで、本当に感謝申し上げます。まずは民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金という名称の、施設という言葉についてです。文部科学省はフリースクールを不登校やそのような子供たちの支援にあたる施設とはっきり定義してしまっているの、フリースクールを施設と言わざるを得ないのはわかります。ただ、施設としますと、一般的には福祉施設や介護施設、養護施設のような福祉的なものや、あるいは公共施設のような建物、例えば福祉センターなどをどうしてもイメージしてしまうと思います。</p> <p>しかし、実際にこの交付金の対象となるのは施設を使って事業を行っている事業者ですよね。場合によっては個人事業者や株式会社、NPOの事業者もあり得るはずですが、ここでは施設という言葉で括らないといけないわけです。この交付金の名称を目にした事業者は、自分たちが施設かどうかという点にまず非常に引っかかると思います。ですので、説明を入れる方が良いと思います。具体的には、括弧書きでフリースクール等という文言を入れる、あるいは注意書きのような形で、ここでの不登校の支援施設はどのようなものであるという説明を入れるというのをまずはしていただきたいと思いますが、この規則自体に括弧書きで入れることは可能でしょうか。</p>
森田教育長	<p>はい、久保田教育局次長。</p>

久保田教育局次長	<p>もちろんこの規則自体に入れることは可能ではあると思います。ただ、あくまでもこの規則の第3条(4)で施設の定義はしていますので、概ねここで読めるかとは思っています。規則はこのままにしておいて、最終的な周知の段階ではもちろんホームページ等で案内できればと考えますので、その中で柳瀬委員がおっしゃったような形の補足を丁寧に入れていくことで、当事者の方に伝わるようにしていきたいと思っております。あくまでも規則上は、ここにあって括弧書きを入れなくても、文言としてはこの施設の要件というところで読めると思っております。</p>
柳瀬委員	<p>続けてお聞きしてよいでしょうか。施設の要件についてです。検討会議の中で、多様な学びの場を確保できるというのが一つの目的だという話になったと思います。その時に、ホームスクールやホームエデュケーションのところの判断が非常に難しくなるだろうということだったはずで、あるいはアウトリーチを行っているところや、非常に小規模でやっているところも、利用料という形であれば支援できるようにしようという議論がずっとあったと思います。そうしますと、第3条(4)の ア、イ、ウの文言については少々検討しないといけないと思います。まずアについてですが、月曜から金曜までのうち、週3日以上開所すると書いています。これは施設の開所日数なのですよ。不登校の子供たちは1時間が限度であることや、少し顔を出して30分で終わりであることも実際にはあると思います。3日以上開所するという点については、概ね良いとは思いますが、家庭訪問などのアウトリーチを行った場合などは開所という言葉には含まれない可能性があると思います。</p>
久保田教育局次長	<p>ご指摘の点については検討したところではありますが、あくまでもお店のような形で間口を広げていくということではなく、子供たちが通えるような状況、支援できる状況や体制が週3日以上整っていればそこで読めるとは踏んでいます。イについても全く同様でして、実際に子供たちが支援を受けるのは1、2時間かもしれませんが、子供たちの受け入れのための場所として、受け入れられる体制が整っている場合は対象施設とみなすという形になると思います。読み方としてはかなり広く読めるような形かと思っております。</p>

柳瀬委員	<p>そうですね、確かにそう読めますね。体制が整っていれば開所とみなすということを説明する必要があると思います。その時間ずっと空けて待っていないといけないと考えると、規模が小さい事業者はかなり負担に思うはずです。アとイについてはそのように説明していただければいいと思います。</p> <p>ウについては、それを活動の主たる目的としているという部分です。主たる目的というのは従たる目的に対する主たる目的ですから、運営母体にとって経営的にも一番大きなものになっていなければならないと思います。そうすると、つくば市が委託した業者等は学習塾経営なので、主たる目的は違うのではないかということも指摘されないでしょうか。</p>
久保田教育局次長	<p>ご指摘ありがとうございます。もちろん、我々が委託している事業者の運営母体は学習塾という形かと思いますが、あくまでも事業については不登校児童生徒の支援をする施設ということで手を挙げて事業所を運営していただいていますので、そこに関しては問題が無いと考えますし、この規則に直接的に関わるようなものではないと思われます。その文言は、インターナショナルスクールやナーサリースクール等、別の目的で運営されている施設がそこで不登校の児童生徒を預かっていますというような言い方をした時を想定し、そのような施設の主たる目的は別の目的ですので、対象とならないようにするものです。</p>
柳瀬委員	<p>学校基本法で定めるいわゆる一条校ではない点では、フリースクールも一条校ではないインターナショナルスクールも同じ括りができるのではないかと思います。その時に利用料補助が他の子供たちと不登校の児童生徒で何が違うのかという話になってくるかと思います。学校に行っていないということだけであれば、インターナショナルスクールの子たちも一条校には行っていないという括りで一緒になってしまいますよね。不登校か不登校でないかが区別できないからという理由の方が良いと思います。例えば、オルタナティブスクールなど、つくばにはありませんが、一条校ではないことからかなり高額な授業料を払って通っているわけですね。私学の場合は私学助成金があって補助が入っているので、個別に支援する必要はないと思うのです。別の形で補助が入っているので。そうしますと、そこの線引きは不登校として認められるかどうか</p>

	<p>かという点にする方が良いのではないのでしょうか。つまり、主たる目的というところにこだわってしまうと、学習塾をやっていて、日中の時間は子供たちの不登校支援に充てようとする場合に、主たる目的が異なるという部分で引っかかってしまう可能性があると思います。あとで検討していただきたいのですが、経験を有し、の部分までで良いのではないかと思うのです。それだけである程度誰が対象者かがはっきりすると思います。主たる目的についての記載は削った方が良いのではないのでしょうか。なぜ入れない方が良いかという、今の段階ではフリースクールを主たる目的として自前で運営できるのは、かなり特別なケースで、なおかつかなり高い利用料を利用者から頂かない限りは成り立たないからです。現在 800 人を超える不登校児童生徒がいて、色々な形の支援を受けるとすると、そこは間口を広げておくのが良いのではないのでしょうか。主たる目的は別にあって、不登校支援にも協力したいという事業者が増えた方が良いはずですよ。いかがでしょうか。</p>
久保田教育局次長	<p>ありがとうございます。ご指摘いただいたところは我々も今後十分に検討し、修正できるようであればしたいと思います。もちろん我々も間口を広くとりたいと思っております。案内にも個別にいろいろと問い合わせくださいと記載しようと思っております。この文章だけではかっちり当てはまらないところも出てくる可能性がありますので、そういったところを拾い上げるという意味では個別にお問い合わせいただいて、読める範囲の中で広く扱うという形で考えております。ご指摘いただいたような表現があることによって間口を広くとることに制限が加わるようであれば、修正も考えたいと思います。ご指摘ありがとうございます。</p>
柳瀬委員	<p>現在例えばアフタースクールのような活動をしているところは、不登校支援という形では成り立たなかったはずなので、そのような事業者が不登校の子供たちも受け入れたいと言った時に、主たる目的という言葉が最初に引っかかってしまうかもしれないということです。</p>
森田教育長	<p>はい、ありがとうございます。他にはありますか。</p>

柳瀬委員	<p>申し訳ないですがまとめて言ってしまいます。第3条の(3)についてです。教育機会確保法に関する省令の中にもあるのですが、病気または経済的理由による場合を除くと書いてあるのですよ、括弧書きで。病気についてはいろいろなものがあり得るので、それを全部不登校に入れることはどうかと思います。起立性調節障害などの病気は必ず考慮に入れないといけないとは思いますが、ここでいう病気というのはそういったものとは違う病気を想定しているのでしょうか。あとは経済的理由というのはどのようなことなのですかね。教育機会確保法の不登校の子供について書いてある部分に、この文言が入っているのですよ。</p>
久保田教育局次長	<p>その部分の表現は、まさにその表現をそのまま引用した次第です。正直に申し上げますと、我々の意思というのが反映されたものではなく、そのままその表現を引用したということになります。</p>
柳瀬委員	<p>私もどのように理解していいのかがよくわからなくて、もともと経済的な支援は必要であるだろうし、ここの経済的理由による場合を除くという意味がよくわからないと思いました。文言として入れる以上は説明できなくてはいけないかと思います。</p>
久保田教育局次長	<p>はい、ありがとうございます。少し検討したいと思います。</p>
森田教育長	<p>よろしいでしょうか。はい、成島委員。</p>
成島委員	<p>柳瀬委員が見ていたところと同じで、第3条(3)についてです。不登校児童生徒の定義として、年間30日以上欠席というのが要件にあったと思うのですが、そこはあえて規則には入れていないのですか。</p>
久保田教育局次長	<p>はい。30日というのは規則に入れておりません。</p>
成島委員	<p>そちらについては学校との協議の上という形でということですね。わかりました。あと、第3条(4)のエで、施設と学校が連携協力体制を十分に構築できることという点についてです。施設支援もそうだと思うのですが、連携を取るにあたり、フォーマットのようなものは提供しない</p>

久保田教育局次長	<p>のでしょうか。</p> <p>この規則の中では様式は定めませんが、その後、様式を示した上で、ご協力いただけるところに関してはお願いする形を考えております。</p>
成島委員	<p>ありがとうございます。この前施設の方と少し話す機会があつて、施設支援に関してはなかなか使いにくい部分もあると言っていたので、個人支援に期待したいと言っていました。特に連携の部分など、先生がとにかく忙しい中で、学校側の協力がとても必要になってくるという話だったので、その辺りが使いやすいものになれば良いと思い質問しました。以上です。</p>
柳瀬委員	<p>また戻ってよろしいでしょうか。施設支援の方にも関係してくるので、お伺いしたいと思います。検討会議の中で施設支援か直接支援のどちらにするかについて検討した際に、直接支援にした場合は話が簡単で、例えば利用料が5万円の場合は全額を補助するか、あるいは半額を補助するかというような議論があつたわけですね。結果として全額を補助の対象とするものの、2万円という上限を決めたわけですが、例えば今まで5万円の利用料を払ってフリースクールに通っていた人は2万円の補助を受けられるので、残りの3万円は自己負担となって、その部分が施設に対して補助されて利用料が軽減されると考えて良いのでしょうか。それとも、残りの3万円は利用料として払ったうえで、施設に補助金が入ると考えるのですか。そうすると申請すればその分上乗せになるから施設にとっては人件費も助かって、運営は全然楽になるし、場合によっては黒字というか、収益が出るかもしれませんよね。逆に残りの3万円が施設に入るものの、結果的に利用者を間接的に支援することになると、事業者側からすると入ってくる金額は同じになります。いろいろと報告書を作り、書類をそろえて申請することに事務の手間がすごくかかる割には入ってくる金額は一緒ということになると、今までやっていた事業所は躊躇すると思います。どうなるのでしょうか。</p>
久保田教育局次長	<p>はい。考え方としては柳瀬委員がおっしゃったとおりなのですが、例えば5万円が月謝としてかかるとしたら、あくまでもこの規則で支援で</p>

	<p>きるのは2万円までです。残りの3万円は、自己負担、ご家庭の負担として、施設へお支払いいただきます。ただし、施設補助をするにあたって施設に対して、我々が補助をするのでその分は月謝を抑えて欲しいというようなことを伝えています。もちろん2万円の補助をしますということは伝えてありますので、できれば月謝を2万円程度に抑えていただいて、ご家庭の負担は持ち出しがないような形で調整していただきたいとお話ししております。施設の補助については、全体経費の2分の1を上限にしており、経費を減らすと我々の補助額も減っていきませんが、トータルでの歳入というのは変わらない形になるので、施設からすると手間が増えて入ってくるお金は一緒だということはお指摘のとおりかもしれません。</p>
柳瀬委員	<p>なるほど。利用者からすると、その3万円の負担が無くなるかもしれないわけですね。施設の方が補助を受けてくれればという条件にはなりません。間接的に利用者に対して補助が行くことになると思います。ただ、今までやってきた事業者からすると、そこは手間だけ増えてしまうことがあり得るので、過渡期かもしれないですがその説明はきちんとしておいたほうが良いと思います。あと、今までは利用料を負担していたからそれが当たり前だと思っていた人たちも、補助を受ければ負担は無くなるとなった場合、新しく利用を考える人もいないかもしれません。やはり補助があるかないか、自己負担がどれくらいあるかというのは大きな問題ですから、間口がどんどん広がるためには、施設にとっては事務手続きの手間が増えても、新規で利用を始める人たちのためにも利用料が無い方が良く施設側が思ってくれると良いと思います。今まで市から委託されていた施設はそもそも利用料がかかりませんでしたから、利用料が無いことが前提になっているはずなので、事務手続きの手間が増えたとしてもありがたいとおそらく考えると思うのです。その点で少し温度差があることは理解しておいた方が良くと思います。</p>
久保田教育局次長	<p>ありがとうございます。そもそもこの議論はやはり、公設のものとの格差が出ているのではないかとという問題意識があって、その格差をどうすれば埋められるかということで様々な支援制度を考えてきたということ</p>

	<p>ころだと思えます。施設補助、それから保護者への交付金という形で、二本立てで支援することによって格差が埋まるのではないかというところだったかと思えます。予算取りの時にも財務部とお話ししていますが、概ね3年を目途にこの様々な支援施策は変更することを前提に考えていて、もちろん継続や増強することも考えられますが、とりあえず3年は続けさせてほしいという言い方をしています。その中で、もちろん課題が見えてくると思えます。施設補助に全部踏み切ったほうが良いのか、それとも当事者補助に踏み切ったほうが良いのか、今のダブルスタンダードを続けるのか、その辺りの判断を最低でも3年のうちには考えていくということです。もちろん今年度やってみて不具合があるようであれば、次年度から改めるという形で考えておりますが、とりあえず今のところは公設のものとの格差を埋めるための施策ということで、施設補助と当事者補助の両方でやってみて、どのような流れになるかというのを注視していきたいと考えているところです。</p>
柳瀬委員	わかりました。
森田教育長	他にはいかがですか。はい、成島委員。
成島委員	施設に実際に通えていなくて所属だけしている状態でも、この支援は受けられるのでしょうか。
久保田教育局次長	はい。実際に入所して月謝がかかっている以上は、対象にはなると考えています。もちろん全然通っていないというお子さんもいるかと思いますが、そこに関してはおそらく施設の方とのフォローアップの関係性も出てくると思えますし、柳瀬委員がおっしゃったようなアウトリーチという考え方もあると思いますので、何らかの形で支援が繋がっているということで月謝が発生しているのであれば、それは補助の対象になると考えています。
成島委員	ありがとうございます。
柳瀬委員	もう一つよろしいですか。申請書を見ると、申請者が保護者になって

	<p>います。教育機会確保法の国会での附帯決議の中で、本人の意思を確認することが大事だと書いてあるのですよね。ですので、どこかでやはり本人の意思を確認することが必要かと思うのですがいかがでしょうか。要するに本人抜きで話が決まって進んでいくことが無いとは言えないと思うのです。保護者は教育を受けさせる義務を負っている側ですので、学習権を考えると本人の承諾などが必要なのだらうと思うのです。未成年だからいらないと言われたらどうしようもないのですが。</p>
森田教育長	<p>はい、久保田教育局次長。</p>
久保田教育局次長	<p>はい。あくまでも今回の規則というのは、金銭的な面で費用の補助をするものですので、そこに関しては一義的に保護者が担っているものと判断しております。ですので、保護者の方の申請で保護者宛に交付をすることとしています。税の納付状況の調査についても、納税義務者である保護者の方の調査をするという立てつけになっていますので、今回の規則についてはそのようにしています。本人の意思を確認するところはこの規則の中ではありません。</p>
柳瀬委員	<p>進める上では本人の確認というのは事務的になってしまうかもしれませんが、学校と親だけで決めたということだけは避けたいと思いました。ですので、これはそもそも本人の権利を保障するものであることは、底流にあって欲しいと思います。</p>
久保田教育局次長	<p>はい、ありがとうございます。施設の入所にあたっては、おそらく本人の意思というのを十分に確認して、ご家庭で相談してからになると思います。その中でかかってくる費用は、あくまでも保護者の方が負担されているという判断で、そういった意味でこの規則の中では保護者のみを対象にしたというところがございます。</p>
森田教育長	<p>はい。成島委員。</p>
成島委員	<p>複数の施設を利用した場合も、補助を受けられるのは合算して2万円までという意味でしょうか。</p>

久保田教育局次長	はい。ご指摘のとおり、合算で上限2万円という形になりますので、複数の施設を利用した場合でも、利用料の合算が2万円以内であれば自己負担なしで支援を受けられると考えています。
成島委員	ありがとうございます。申請書の交付申請額の表のところを見たときに、A-Bまたは上限2万と書いてあって、どういったことなのかと思ったのですが、最終的な合計が2万円を超えていた場合は補助額が2万円になるということですね。ありがとうございます。
柳瀬委員	確かに目的によって複数の施設を利用する人もいるかもしれないですね。
成島委員	目的によって利用する施設を変える人がいるような気がします。
柳瀬委員	あつという間に時間が過ぎてしまいますので、もう一つよろしいですかね。学習支援と書いていますが、これはもう教育機会確保法ができる時からの流れで、教育権に重きを置くのか、学習権に重きを置くのかということについて、二つが併記されていたりして、もう至るところにいろいろなものがあります。私がずっと言っている社会的自立に向けてという文言は教育機会確保法には入ってなかったのですが、平成28年の通知からずっと入っていて、一番新しい令和元年に示された不登校支援のあり方の文章の中では一番初めの基本的な考え方のところ、社会において自立的に生きる基礎を養うということを謳いながら、並行して、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うということが書き込まれて、そのあとずっと社会的自立に向けてという言葉になっていくのですよ。教育機会確保法が議論された時に、学習権を保障しようという動きもあって、どちらに進むかとなったときに、教育確保基本法はどちらかという教育権の方に行っただけですね。社会的自立というのは、学習して進路を決めるときに大事で、進学のために学習しなくては駄目だと、その点でデメリットがあるとはっきりと書いてあるのです。文部科学省の通知の中での社会的自立という言葉の裏には、しっかり学習していないとデメリットになるという、どちらかという教育権への

	<p>指向があって、一方でつくば市の場合は教育大綱にありますように子供たちの多様な学びの場が必要だというスタンスですので、こちらは学習権寄りだと思います。その辺りについて、学び推進課の中での共通理解は持っておいて欲しいと思います。おそらく文部科学省は学校に対してすごく気を使って、学校を否定するわけではなく、これまでずっとやってきた学校教育をしっかりと行っていく上で不登校支援をやっていきたいという、その両方のバランスを取りながらやっていったのだと思うのです。ということで、何が言いたいかということ、社会的自立に向けてという文言がどうしても目的のところに来てしまっているのです、そうなるとう学習支援ですよという流れだけに収斂して欲しくないと思います。多様な学び、居場所も大事ですということ。平成 28 年の通知は不登校支援の関係ですごく評価されていて、学校に行くことだけを目的にしないというのが随分と取り上げられたのですが、その言葉の裏に社会的自立ということも入ってきたのですよね。</p>
<p>久保田教育局次長</p>	<p>はい。今し方の社会的自立については不登校児童生徒支援のあり方の検討会議の中でも、委員の皆さんにもいろいろと議論していただいたところだと思います。昨年度末にまとめた不登校児童生徒支援のあり方の中では、社会との関わりの中で他者との関係性を保ち、他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、自分のできることを広げ、自分の意思と判断で選択決定し、自己実現をすることであると解釈するという形で、我々の教育委員会の中ではそのように定義づけを行ったかと思っています。ここには学び、それから教育というような観点よりは、むしろ人間の関係性のところを重視した形での社会的自立というような表現にしたと思ってしまして、我々としてはこの目的を達成すべく支援する方策として今回の補助もあると考えておりますので、そのことは教育委員会、学び推進課の中で共有できていることであるとと考えています。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。ですので、できるだけ多様な学びの場が広がっていく形で、狭まっていく形や学習支援に特化する形にはならないようにしてほしいと思います。学習支援と言えは聞こえは良いのですが、結局受験勉強のための場になってしまうことは避けてほしいですし、例えばプログラミングや英語学習など特化したものは普通教育では</p>

	<p>なく特別な教育と考えて、別にする方が良いと思います。主たる目的がそういったものではあるものの、不登校支援も行ってもっと広く子供たちの学習をサポートしたいということであれば、学習塾などにも可能性として広げるのも良いですが、考え方だけはきちんと伝えておいた方が良いと思うのです。学習塾が自分たちの生徒を確保する、あるいは経営的なことを考えて、不登校の子供たちも対象とするというものだと困ると思いました。そこは学び推進課がうまくコントロールしてほしいと思います。</p>
森田教育長	<p>はい、ありがとうございます。その考え方は庁内では徹底していると思いますので、外部にも説明できるようにできればと思います。</p> <p>他はよろしいですか。</p>
柳瀬委員	<p>県の補助と市の補助を両方受けられるかということに気になっている方もいらっしゃるのですが、申請書などを読みますと、きちんと対応していただいているのだと思います。県の補助が所得制限を設けているということは、おそらくつくば市がやろうとしている支援策とは重複してもおかしくないものだと思います。</p>
久保田教育局次長	<p>はい、第6条の中でつくば市以外の団体から得た補助金の額を減じて得た額としており、ここで暗につくば市以外の団体からの補助も認めるという形になっていますので、当然我々のこの規則の中では、他の団体からの補助を妨げるものではないというものになっています。もちろん、他の団体の補助がひよっとすると他からの補助を受けていると受けられないというような条件があるかもしれませんが、それはもうその団体の問題になってくるかと思います。茨城県の補助については柳瀬委員がおっしゃるように所得制限がありますので、我々のこの支援が対象になった方がすべて県の補助も受けられるという形ではないとは思っております。以上です。</p>
柳瀬委員	<p>はい、ありがとうございます。参考としてお話しすると、令和4年の東京都の調査の結果が出ていまして、1ヶ月あたりのフリースクールの授業料の平均が4万4,979円でした。世帯収入の調査もあるのですが、</p>

<p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>400万円以下の世帯の方が15%、401万から800万の世帯が36%、残りの半数程度は800万を超えているということです。つまり、かなり高収入の家庭の利用が多く、逆に経済的に困っている人たちはなかなかフリースクールに行けないという事情も見えてくるのかなと思います。東京のデータなので所得が高くてびっくりしましたが、そのようなデータもありますので、つくば市は所得制限なしということでやっていただいたのでありがたいなと思っています。</p> <p>はい、他にはよろしいでしょうか。欠席の倉田委員と和泉委員からも質問は無かったですよね。</p> <p>それでは質問も確認できたところで、第3条（4）について若干検討すべきところは残りましたが、その点についてはメール等で協議しながら進めるということで、それ以外のことについてはここで決をいただいて、承認するという形にさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは検討事項については今後やりとりをすることとして、この原案のようにすることで承認いただいたということで進めたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>3 閉会</p>	
<p>森田教育長</p>	<p>それでは以上で審議案件が終了しました。以上をもちまして、7月の理事会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

◎会議録の調製

<p>署名年月日</p>	<p>令和5年（2023年） 8月24日</p>
<p>調製者</p>	<p>吉沼 正美</p>